（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

十八～二十二　（略）

二十二の二　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

二十三～三十　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

七～十一　（略）

十一の二　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

十二～十八　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

五～七　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～三　（略）

四　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

五～十一　（略）

十一の二　全国通訳案内士及び地域通訳案内士に関すること。

十二～四十一　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　（略）

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

（総務企画部の所掌事務）

第八十七条　総務企画部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十六　（略）

十七　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

十八～二十二　（略）

二十二の二　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。

二十三～三十　（略）

（企画課の所掌事務）

第九十九条　企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五　（略）

六　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること（物流施設対策官の所掌に属するものを除く。）。

七～十一　（略）

十一の二　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。

十二～十八　（略）

（物流施設対策官の職務）

第百一条　物流施設対策官は、次に掲げる事務に関する重要事項についての企画及び立案並びに調整に関する事務をつかさどる。

一～三　（略）

四　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

五～七　（略）

（所掌事務）

第百二十二条　運輸支局は、地方運輸局の所掌事務のうち、次に掲げる事務を分掌する。

一～三　（略）

四　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。

五～十一　（略）

十一の二　通訳案内士、地域限定通訳案内士、中心市街地特例通訳案内士及び地域限定特例通訳案内士に関すること。

十二～四十一　（略）

（運輸企画専門官）

第百二十五条　（略）

2　運輸企画専門官は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十　（略）

十一　中心市街地の活性化に関する法律第七条第十一項第四号に規定する貨物運送効率化事業に関する計画の認定に関すること。